

平成 2 8 年太宰府市議会第 1 回(3 月)定例会
総務文教常任委員会会議録

平成 2 8 年 3 月 2 日(水)

福岡県太宰府市議会

1 議 事 日 程

〔平成28太宰府市議会第1回定例会 総務文教常任委員会〕

平成28年3月2日

午 前 10時 00分

於 全員協議会室

- | | | |
|-------|--------|--|
| 日程第1 | 議案第24号 | 太宰府市情報公開条例の一部を改正する条例について |
| 日程第2 | 議案第25号 | 太宰府市個人情報保護条例の一部を改正する条例について |
| 日程第3 | 議案第26号 | 太宰府市固定資産評価審査委員会条例等の一部を改正する条例について |
| 日程第4 | 議案第27号 | 太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第5 | 議案第28号 | 太宰府市職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第6 | 議案第29号 | 太宰府市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第7 | 議案第30号 | 太宰府市議会の議員その他非常勤講師の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第8 | 議案第31号 | 太宰府市特別職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例について |
| 日程第9 | 議案第32号 | 証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第10 | 議案第33号 | 太宰府市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第11 | 議案第34号 | 太宰府市教育委員会委員定数条例を廃止する条例について |
| 日程第12 | 議案第35号 | 太宰府市職員の退職管理に関する条例の制定について |
| 日程第13 | 議案第43号 | 平成27年度太宰府市一般会計補正予算（第5号）について |

2 出席委員は次のとおりである（6名）

委員長	門 田 直 樹 議員	副委員長	長 谷 川 公 成 議員
委 員	神 武 綾 議員	委 員	徳 永 洋 介 議員
〃	有 吉 重 幸 議員	〃	森 田 正 嗣 議員

3 欠席委員は次のとおりである（0名）

な し

4 太宰府市議会委員会条例第18条により説明のため出席した者の職氏名（19名）

総務部長	濱本泰裕	教育部長	堀田徹
市民福祉部長	中島俊二	総務部理事 兼公共施設整備課長	原口信行
議会事務局長	今泉憲治		
総務課長	石田宏二	経営企画課長	山浦剛志
文書情報課長	百田繁俊	防災安全課長	齋藤実貴男
管財課長	寺崎嘉典	税務課長	吉開恭一
納税課長	伊藤剛	社会教育課長	井上均
中央公民館長 兼市民図書館長	木村幸代志	文化財課長	菊武良一
学校教育課長	森木清二	監査委員事務局長	渡辺美知子
会計課長	緒方扶美	議事課長	花田善祐

5 職務のため委員会に出席した事務局職員の職氏名（1名）

書記 山浦百合子

開 会 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長（門田直樹委員） 皆さん、おはようございます。

それでは定足数に達しておりますので、これより総務文教常任委員会を開会いたします。

日程につきましては、お手元に配付しているとおりです。

それでは、ただちに議案の審査に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 議案第24号「太宰府市情報公開条例の一部を改正する条例について」

○委員長（門田直樹委員） お諮りします。

日程第1、議案第24号「太宰府市情報公開条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

執行部の補足説明を求めます。

○文書情報課長（百田 繁俊） 議案第24号「太宰府市情報公開条例の一部を改正する条例について」、補足説明をさせていただきます。

資料は、議案書48ページ、条例改正新旧対照表1ページでございます。

今回の改正は、「行政不服審査法」の全部改正に伴うものが中心となりますが、このほかに、実務上必要な改正も併せて盛り込んでおります。

行政不服審査法につきましては、平成26年に全部改正され、平成28年4月1日から施行されます。このたびの法改正の趣旨は、より公正で利用しやすい制度とすることにあります。不服申立ての類型が「審査請求」に一元化され、申立て期間が60日から3カ月に延長されるほか、口頭意見陳述の形式も変更されますので、これらの点に関して、法に合わせた条例改正を行います。

また、情報公開条例及び個人情報保護条例に係る審査請求の審理については、これまでどおり太宰府市情報公開・個人情報保護審査会が行いますので、行政不服審査法第9条第1項ただし書に基づき、同法に規定する「審理員」による審理を行わない旨の規定を新たに設けます。

それでは、改正規定ごとに改正の趣旨をご説明します。

第7条第1項の改正は、公開請求書を受理してから決定するまでの日数の表現を改めるもので、実質的な変更ではありません。現在、条例の第7条では受理した日から起算してと規定する一方、第13条及び第14条には翌日から起算してとあり、不揃いになっていますので、今回の改正を機に翌日から起算してに合わせるものです。

第9条第3項第2号の改正は、条例第2条第3号においてフィルムの写しは交付しない規定となっているため、整合を図るものです。

第12条第1項の改正は、公開決定等を公開等決定に改めるとともに、改正後の第13条及び第14条において、第7条第1項の決定を繰り返し用いる必要があるため略称規定を置くものです。

第13条の改正は、審査請求から裁決までの一連の手続きに関する規定を定めたものです。これまで、情報公開条例と個人情報保護条例とで書きぶりが不揃いでありましたので、今回の改正

を機に統一を図っております。

第14条の改正につきましては、先ほど申しましたように、情報公開条例に係る審査請求については、太宰府市情報公開・個人情報保護審査会が審理を行いますので、審理員制度を適用する実益がないと考えられます。よって、行政不服審査法第9条第1項ただし書により、条例に特別の定めがある場合は審理員制度の適用を除外できますので、その旨の規定を置くものです。

第14条の2を加える改正は、行政不服審査法の改正の趣旨の一つに口頭意見陳述の充実があることから、この趣旨を活かすために、情報公開条例の運用においても、同法第31条による口頭意見陳述と同様の方式で行うものです。

最後に附則の説明です。

第1項は条例の施行日です。全部改正後の行政不服審査法の施行日に合わせて平成28年4月1日としています。

また、改正後の条例の規定が適用される審査請求を明確にするために、第2項に経過措置を設けています。

以上が本条例の改正内容でございます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（門田直樹委員） 補足説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

森田委員。

○委員（森田正嗣委員） いくつかお尋ねしたいんですが、よろしいでしょうか。

○委員長（門田直樹委員） 簡潔にお願いします。

○委員（森田正嗣委員） まず、新旧対照表の中で、旧規定第七条の期間計算と新規定第7条の期間計算ですけれども、これは実質的には同じということですね。

○委員長（門田直樹委員） 文書情報課長。

○文書情報課長（百田 繁俊） 同様でございます。表現を改めただけでございます。

○委員長（門田直樹委員） 森田委員。

○委員（森田正嗣委員） 今の実質というのは普通民法上の期間計算によりますと何の日から例えば15日以内ということになりますと、その例えば受理した日そのものは期間の起算点にはなりませんよね。翌日の0時からの起算点ということになりますから本来から言いますと、15日以内の翌日起算になるはずなんですけれども、これらの翌日起算の14日以内ということはそのところの理解はどういうふうにと考えたらよろしいでしょうか。

○委員長（門田直樹委員） 文書情報課長。

○文書情報課長（百田 繁俊） 確かに民法の期間の計算に関する規定では、原則翌日起算ということですが、特に起算日を明示していない場合について翌日からということですが、今回の改正前については、受理した日から起算してと明示しておりますので、その日から数えて15日以内ということは翌日から起算をすれば14日以内ということですが、そうい

った意味で実質的には変わらないというような説明をいたしました。

○委員長（門田直樹委員） よろしいですか。

○委員（森田正嗣委員） 実は審査請求について少し中身を教えていただきたいと思います。とっております。

通常審査請求というのは一般的には、ちょっと昔の言い方で恐縮ですが、現処分機関が行った場合にその決定の判断について、異議申し立てがあった場合に上級行政庁についてというのが普通の原則形態ですが、この場合審査請求というのは行政不服審査法第9条第1項のただし書きのなかに設けられた地方自治法上の審査会に申し立てることができることとあり、しかもこの場合にここでは公開決定いたしました実施機関が審査会に対して弁明書を添えて諮問しなければならないという新規定第13条第4項の規定の書きぶりがございます。

それでつまり異議申し立ての時も当該審査会といいますか当該処分庁実施権者に対して異議申し立てを行われてたとえば審査会に対して諮問という形で出されておりますけれども、このいわゆる諮問を経て、一応諮問の答申分を尊重して実施権者は判断するように努めるものとするといえますかそういった書きぶりになっております。この中身は実質的には変わらないって言えますか、その判断のプロセスは変わらないと理解してよろしいんでしょうか。

○委員長（門田直樹委員） 文書情報課長。

○文書情報課長（百田 繁俊） 今回の法改正によりまして名称としましては審査請求ということに一元化されたということでございますが、市町村の場合は普通上級機関というものがございませんので、処分庁がいわゆる審査庁になると言う図式は法改正後も変わらないということになります。

通常でございますと公平性を担保するために職員の中から審理員というものを選びましてそのものが第三者的な立場から判断をして意見書を提出するという図式が一般的でございますけれども、情報公開条例につきましては既存の情報公開個人情報保護審査会がその審理員に代わった立場で、第三者的な立場で双方の主張をくみとって答申をするということになります。

先ほど言われました弁明書ということになりますと審査請求書の中には請求人の申し立てが書かれておりますが、一方処分をした側の申し立てというものが片や必要ということになりますので弁明書を添えてというような書き方をいたしております。そして審査会から処分庁であり審査庁である部署に対しまして 答申をいたすわけでございますがよほど特殊な事情でない限りはその答申に沿った内容でこれまでですと異議申し立てに対する決定を行ってまいりましたし、今後は審査請求に対する採決をおこなうということで基本的な流れは変わらないというふうに理解をいたしております。

○委員長（門田直樹委員） 森田委員。

○委員（森田正嗣委員） ありがとうございます。

○委員長（門田直樹委員） よろしいですか。他にございませんか。

○委員（森田正嗣委員） よろしいですか。

○委員長（門田直樹委員） どの部分。

○委員（森田正嗣委員） 別の部分です。

○委員長（門田直樹委員） 24号についてですか。ただ上位法の主旨とかですね、じゃなくてこの条例のどの部分がこのことによって何が変わるとかという質疑があるべきだと思うんですよ。概念とかいうことであまり深く踏み込んでいくと本委員会の役割としてどうなのかと。それを一つ一つやるなら全部やらんといかんくなってかなりの日数があるのかなと思うんですよ。

そういうことを勘案されて簡潔明瞭をお願いします。

○委員（森田正嗣委員） 新規定の第14条でございますが、公開等決定または公開請求にかかる不作為にかかる審査請求については行政不服審査法第9条第1項規定は適用しないという書き振りでございます。この不作為というのはこの文章を読んでいてどういう部分を不作為と呼んでいるのかがわかりにくいと、つまり不作為については審査請求がつまりはできないということなのかどうかこの点についてお教えください。

○委員長（門田直樹委員） 文書情報課長。

○文書情報課長（百田 繁俊） それでは、改正後の第13条の規定をご覧いただきたいと思いますが、第13条の第3項でございます。請求の受理した日の翌日から起算して14日以内、これが通常の公開するかどうかの決定をするかどうかのリミットでございます。で、さらに延長するための規定も条例の中にはございますが、いずれにしましても、決められた期間までに決定をしなかった場合は審査請求をすることができる、このことがすなわち不作為である。不作為に対する審査請求の根拠はここにおいているということでございます。

○委員長（門田直樹委員） 森田委員。

○委員（森田正嗣委員） なにもしないで期間を渡過した場合になんらかのいわゆる開示決定とかそういうものを請求した方で、何らかその部分についての発動というものを求めるなんらかの手立てというのはあるんでしょうか。

○委員長（門田直樹委員） 文書情報課長。

○文書情報課長（百田 繁俊） 通常はそのお問い合わせなり、苦情なりという形でまずは来ようかと思えますけれども、そうでなければ規定どおりで行えば、審査請求によって不作為の状態を解除することを求めるというような要求になるのかなと思います。

○委員長（門田直樹委員） 森田委員。

○委員（森田正嗣委員） すみません、ありがとうございました。

○委員長（門田直樹委員） よろしいですか。

ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） これで質疑を終わります。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第24号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○委員長（門田直樹委員） 全員挙手です。

従って、議案第24号については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

（可決 賛成5名 反対0名 午前10時15分）

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第2 議案第25号「太宰府市個人情報保護条例の一部を改正する条例について」

○委員長（門田直樹委員） 日程第2、議案第25号「太宰府市個人情報保護条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

執行部の補足説明を求めます。

文書情報課長。

○文書情報課長（百田 繁俊） それでは議案第25号「太宰府市個人情報保護条例の一部を改正する条例について」補足説明をさせていただきます。

資料は、議案書52ページ、条例改正新旧対照表5ページでございます。

議案第24号太宰府市情報公開条例の一部を改正する条例についてと同じく、今回の改正は、行政不服審査法の全部改正に伴うものが中心となりますが、このほかに、実務上必要な改正も併せて盛り込んでおります。

それでは、改正規定ごとに改正の趣旨をご説明いたします。

第8条第2項の改正は、個人情報の目的外利用及び外部提供に関する情報公開・個人情報保護審議会における承認を、利用開始及び提供開始のみとするものです。ひとたび承認が得られれば、同じ内容での利用及び提供のたびに承認を得るのは煩雑であることから、改正を行うものです。

第12条第2項及び第13条第2項の改正は、保有特定個人情報に限らず保有個人情報についても、本人の委任による代理人が、本人に代わって開示請求・訂正請求・削除請求・目的外利用等中止請求をすることを認めることとするものです。

第12条第2項及び第13条第2項につきましては、昨年の9月定例会において議決をいただき、番号法第29条第1項の読み替え規定の趣旨に基づき、保有特定個人情報に限って本人の委任による代理人を認める内容で改正をいたしました。

その後、他の自治体の改正動向などを調査研究する中で、請求者の側からは自身が求める情報が特定個人情報かどうか判断できないこと、また、高齢化が進む現状から単身の高齢者で窓口にお出でいただけない方などの便宜を図る必要があることなどを考慮いたしまして、再度の改正をお願いするものです。

第12条第3項及び第4項の改正は、死者の情報の開示についての規定を追加するものです。

死者の情報に関しましては、運用の基準を定め、請求者自身の個人情報とみなせるほど密接な関係がある情報については開示請求に応じてまいりました。今後、介護保険の認定等に関して死者の遺族から開示請求が増加することが予想されることもあり、明文化するものであります。

第17条第1項の改正につきましては個人情報の内容によりまして個人情報の内容によっては、窓口で即時対応可能なものもあるため、開示請求者の利便性向上と窓口での手続きの円滑化のため、一定の要件を満たす場合に限って手続を簡略化する規定です。

第17条第3項の改正は、開示請求を受理してから決定するまでの日数の表現を改めるもので、実質的な変更ではありません。議案第24号での説明と同じく、今回の改正を機に「翌日から起算して」に合わせるものです。

第28条の改正は、審査請求から裁決までの一連の手続きに関する規定を定めたものです。議案第24号での説明と同じく、これまで、情報公開条例と個人情報保護条例との書きぶりが不揃いでありましたので、今回の改正を機に統一を図っております。

第28条の2及び第28条の3を加える改正も、議案第24号での説明と同じく、個人情報保護条例に係る審査請求について行政不服審査法に規定された審理員制度の適用を除外する旨の規定を置くとともに、個人情報保護条例の運用においても行政不服審査法第31条による口頭意見陳述と同様の方式で行うものです。

最後に附則の説明です。

第1項は条例の施行日です。全部改正後の行政不服審査法の施行日に合わせて平成28年4月1日としています。

また、改正後の条例の規定が適用される審査請求を明確にするために、第2項に経過措置を設けています。

以上が本条例の改正内容でございます。

○委員長（門田直樹委員） 補足説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

森田委員。

○委員（森田正嗣委員） すみません、2点教えていただきたいのですが。まず、死者につきましての開示請求につきまして、第12条第3項ですね、このところが、解釈論上はきっとそうなんだろうと思ってちょっと確認のためですけれども、第3項の第3号、死者の2親等内の血族または1親等内の姻族という書きぶりでございます。このところは前2号に掲げるものはいない場合に限るというただし書きがあるわけですが、その時に2号で死者死亡当時における当該死者の配偶者とありまして、届出をしないが事実上の婚姻関係と同様の事情にあるものを含むというふうにして、事実上の配偶者という形でいわゆる死者の開示請求を認めておりますが、次の3号では姻族という形で完全に全体的に絞っておりますので、これは事実上の配偶者の父母子どもについて形のうえでは実質的には姻族系列には属しますけれども、そういったものは解釈論上こ

ここからは省いているとかんがえてよろしいわけでしょうか。

○委員長（門田直樹委員） 文書情報課長。

○文書情報課長（百田 繁俊） そのとおりでございます。事実上認めますと配偶者から連なつて  
際限なく広がる可能性もございますのでそれで配偶者に限るところでとどめておるところ  
でございます。

○委員長（門田直樹委員） よろしいですか。

森田委員。

○委員（森田正嗣委員） もう一点よろしいでしょうか。

○委員長（門田直樹委員） どうぞ

○委員（森田正嗣委員） 第28条審査請求に関する手続きでございます。

ここには第1項に開示請求権者として開示請求、訂正請求、削除請求または目的外利用等な  
どの休止請求したものというふうにあり、そこでいわゆる決定に対して不服があるときは実施機  
関に対して審査請求することができるという書きぶりになっております。そこで通常審査請求し  
た場合に当該実施期間が請求を全部認容する場合はご本人はおそらく異議申し立てといいます  
か、審査請求をしてこないと思いますけれども、その認容することについて異議のあるものが独  
自に申し立て権者としてきめられておりませんけれども、それはそういうふうな主旨でよろしい  
んでしょうか。

○委員長（門田直樹委員） 文書情報課長。

○文書情報課長（百田 繁俊） 個人情報でございますので、通常関係する当人、請求者ないし、訂  
正請求者に限ってのことだろうと思われまふ。だから、言わゆる関係人というものが、それによ  
りまして何らかの不利益を被るというようなことについて、情報公開条例と考え方を変えて、全  
体的に狭めておりますので、ここに書かれたものに限って審査請求できるというような書き方を  
いたしておるところでございます。

○委員長（門田直樹委員） よろしいですか。

森田委員。

○委員（森田正嗣委員） 実はその請求棄却という結論が出た場合に、申請人がそれに対して審査請  
求をすると、その中に実を言いますと参加人と言う形で利害関係者が登場してきていて、その参  
加人に対して諮問があった旨の通知をするという風な形で参加人の、後には口頭意見陳述まで認  
められていわゆるご自身の利益主張と言う部分が認められているわけですが、このことにつ  
いて最初の入り口の段階で請求申し立てになってないのは何故かなというふうな感じはしたん  
ですが、そこはもう、そういうところの主旨はないということですね。

○委員長（門田直樹委員） いいですか。先ほどの説明でこの部分に関しては、条例の書き方を揃え  
るという説明を受けているんですよね。で、この中身自体が、この内容が他のにも関わってくる  
んだけれども、一つ一つ精査していった文言とか、パターンが色々あるのでしょうかね、申し立て  
がこうだったけど、この時はこうなる。それを追っていくことがどうなのかっていうことを、ち

よっと委員会の審査ではたしてそこまでできるのかなってという疑問もあるんだけど、今の質問まで回答を求めます。

文書情報課長。

○文書情報課長（百田 繁俊） 参加人の規定につきましては、行政不服審査法の第13条第4項に規定するというふうに、この条例に規定していないものにつきましては、法の規定を当てはめるとというのが原則でございますので。仮にそのような形で参加人にあたる方がそのような請求の棄却、開示請求に対する非開示ということについて、あるいは開示について何らかの意見があるということであれば参加人と言う形でこの審査請求になかに入ってくるということとはございますわけです。ですから、情報公開条例等は基本的な枠組みは変わりませんので通常そういった事例があるかどうかというのはともかくといたしまして、個人情報保護条例について、先ほど審査請求のところで参加人を認めないような発言もいたしましたけれども、訂正いたしまして、行政不服審査法にありますような基本的な流れは、情報公開条例においても個人情報保護条例においても変わらないというふうにご理解いただければと思います。

○委員長（門田直樹委員） よろしいですか。

○委員（森田正嗣委員） 結構です。

○委員長（門田直樹委員） 他にございませんか。

神武委員。

○委員（神武 綾委員） 第17条の開示請求に対する決定等のところの改正文書のところに、「開示請求があった場合において即時に当該保有個人情報の全部を開示する旨の決定をし、かつ、開示を実施することができる」というふうにあるんですけれども、即時にできるという内容についてはどんなものがあるのかわかれば教えていただきたいんですけれども。

○委員長（門田直樹委員） 文書情報課長。

○文書情報課長（百田 繁俊） 例は多々あるかと思いますが、例えばご自身が提出された申請書の中身を改めて確認をしたいとか、税額について疑義のある方が来られた時に、その資料を見せろと言われたときに、ご本人の課税台帳なり課税資料をその場でお見せして税額を計算するに至った経過を説明するとか、そのような場合を想定しております。

○委員長（門田直樹委員） よろしいですか。

他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） これで質疑を終わります。

次に討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第25号について、原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手願います。

(全員挙手)

○委員長（門田直樹委員） 全員挙手です。

従って、議案第25号については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

(可決 賛成5名 反対0名 午前10時29分)

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 議案第26号「太宰府市固定資産評価審査委員会条例等の一部を改正する条例について」

○委員長（門田直樹委員） 議案第26号「太宰府市固定資産評価審査委員会条例等の一部を改正する条例について」を議題とします。

執行部の補足説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（石田宏二） 議案第26号「太宰府市固定資産評価審査委員会条例等の一部を改正する条例について」ご説明いたします。

議案書は57ページから59ページ、条例改正新旧対照表では10ページから12ページとなります。

今回の改正につきましては、行政不服審査法の全部が改正されたこと及び行政不服審査法施行令が制定されたことに伴い、条文の文言を整理・修正・追加するものでございます。

改正条文では、分かりにくいと思いますので、新旧対照表の方でご説明いたします。新旧対照表10ページをお開き下さい。

第4条においては、審査申出書に記載する事項として、審査の申し出に係る処分の内容を追加し、第6項において、資格喪失の際に書面での届け出を義務付ける項目を追加いたしております。

第6条においては、電子情報処理組織を使用して弁明がされた場合においても、弁明書が提出されたものとみなすこと及び第5項において、委員会は、審査申出人から反論書の提出があったときは、これは市長に送付しなければならないという項目を新たに追加いたしております。

次に、第11条については決定書の作成において、記載する事項を明記するとともに、委員会が記名押印することを義務付けることといたしております。

次に、11ページの一番下の行の改正につきましては、12月議会において、規定する書面の根拠法令が行政不服審査法から行政不服審査法施行令に改正をいたしてございましたが、施行令の改正により、条項ずれが生じましたので、右欄のとおり改正を行うものであります。

次に、12ページをお開き下さい。

適用区分として、第4条第2項第1号及び第3項の規定は平成28年度以後の年度分の固定資産税に係る固定資産について固定資産台帳に登録された価格に係る審査の申出について適用されます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（門田直樹委員） 補足説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

徳永委員。

○委員（徳永洋介委員） 電子情報処理組織と言うのは、どういった……

○委員長（門田直樹委員） 総務課長。

○総務課長（石田宏二） これはちょっと難しくございまして、これは行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の第3条に規定されておりました電子情報処理組織（行政機関等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む）と申請等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織）、全くわかりにくいことなんですけれども、要はオンラインでの審査請求とかできるということでありまして、この場合、今回の改正の部分については私ども行政機関が固定資産審査委員会の方に弁明書をそういったオンラインでできるということを規定している部分でございます。これは国の分にも準拠した形で改正してはございますけれども、現在のところ私ども太宰府市におきましては該当する者はございません。将来に備えての規定でございます

以上でございます。

○委員長（門田直樹委員） よろしいですか。他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） これで質疑を終わります。

次に討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） これで討論を終わります。採決を行います。

議案第26号について、原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手願います。

（全員挙手）

○委員長（門田直樹委員） 全員挙手です。

従って、議案第26号については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

（可決 賛成5名 反対0名 午前10時33分）

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第4 議案第27号「太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について」

○委員長（門田直樹委員） 日程第4、議案第27号「太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

執行部の補足説明を求めます。

文書情報課長。

○文書情報課長（百田繁俊） 議案第27号「太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について」のうち、文書情報課所管部分につきまして補足説明をさせていただきます。

資料は、議案書60ページ、条例改正新旧対照表13ページでございます。

今回の改正は、行政不服審査法の全部改正により、不服申立ての類型が審査請求に一元化され

たことに伴うものでございます。

以上でございます。

○委員長（門田直樹委員） 経営企画課長

○経営企画課長（山浦剛志） 私ども経営企画課所管分の改正内容として2点ございます。

まず1点目は、現在市で実施しています事務事業でございますが、この事務事業の必要性、効率性、有効性の観点から評価するために外部の有識者で構成されます太宰府市事務事業外部評価委員会を新たに設けるものでございます。

事務事業評価につきましてはこれまで事業実施担当課が次年度に自ら実施した事業を自己評価するというやり方で行ってきたところでございます。一定程度定着はしてきております。これを一歩進めましてこれらの評価を第三者に委ねることによりまして、事業の在り方を改めて見つめなおそうというものでございます。

2点目といたしましては、現在策定中のまちひとしごと創生法に基づきます総合戦略の施策効果や各取り組みなどの評価検証を行うとともに太宰府市人口ビジョン及び総合戦略等について審議するための太宰府市総合戦略推進委員会を新たに設置するものでございます。総合戦略につきましては人口ビジョンと併せまして現在策定中でございますが、実施状況を検証するとともに必要に応じて戦略内に記載されている事業の内容等の見直しなども審議をしていただくことで考えております。なお、人選等については現在のところ未定でございます。定数でございますけれども事務事業外部評価委員会は定数を10人以内、総合戦略推進委員会につきましては12人以内で考えております。

以上でございます。

○委員長（門田直樹委員） 総務課長

○総務課長（石田宏二） 総務課所管といたしまして最後、太宰府市行政不服審査会の説明をさせていただきます。

今回の改正につきましては、行政不服審査法の全部が改正されたこと及び行政不服審査法施行令が制定されたことに伴いまして、行政不服審査会を設置することになったものでございます。

審査会のメンバーといたしましては、識見を有する者、その他市長が適当と認める者、5人以内で組織することといたしております。

説明は以上でございます。

○委員長（門田直樹委員） 補足説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

森田委員。

○委員（森田正嗣委員） 確認でございます。最後の太宰府市行政不服審査会という審査会でございますけれども、今2つほど保護関係で検討していきわかりましたように、個別の審査会というのがありましてそこに審査請求の形であげていくというシステムがあるということで、他に、一般

的な受け皿としてこういうふうな、行政不服審査会を設けたという趣旨というふうに捉えればよかったでしょうか。

○委員長（門田直樹委員） 総務課長

○総務課長（石田宏二） はい、お見込みのとおりでございます。

先ほど個人情報と情報公開、固定資産審査会は不服審査等が出た場合今までどおりの取り扱い、それ以外の審査請求が出た場合の受け皿ということでございます。

○委員（森田正嗣委員） ありがとうございます。

○委員長（門田直樹委員） よろしいですか。他にございませんか。

神武委員。

○委員（神武 綾委員） 太宰府市事務事業外部評価委員会なんですけれども、定数10名以内と言うことでこれは今まで庁舎内の担当課での自己評価を行ってきたことを外部にというような内容ですけれども、これから立ち上げられて、平成28年度は平成27年度の決算を行う前にこれは動き出すということで考えてよろしいんでしょうか。

○委員長（門田直樹委員） 経営企画課長

○経営企画課長（山浦剛志） これはこの組織立ち上げまして、まず最初につきましては平成27年度本年度の実施事業につきましてということになるんですけれども、まずは決算委員会と言いますか、9月議会が終わりましてそれからのお話しとなつてまいります。あくまでも議会の議決、決算の承認をいただいたうえで、それから次の予算に向けてこういった評価をやるということでございます。

○委員長（門田直樹委員） 神武委員。

○委員（神武 綾委員） ということは、平成29年度の予算に生かすために委員会が動いていくという形でよろしいでしょうか。

○委員長（門田直樹委員） 経営企画課長。

○経営企画課長（山浦剛志） はい。まず直接的にすぐどれだけ生かせるものかわかりませんが、予算案を作るに際しまして、やはり参考にはしていきたいと思っております。

○委員長（門田直樹委員） いいですか。他にございませんか。

これで質疑を終わります。

次に討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） 採決を行います。

議案第27号について、原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手願います。

（全員挙手）

○委員長（門田直樹委員） 全員挙手です。

従って、議案第27号については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

（可決 賛成5名 反対0名 午前10時40分）

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 議案第28号「太宰府市職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例について」

○委員長（門田直樹委員） 日程第5、議案第28号「太宰府市職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

執行部からの説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（石田宏二） 議案第28号「太宰府市職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例について」ご説明いたします。

議案書は63ページから64ページ、条例改正新旧対照表では15ページとなります。

今回の改正につきましては、太宰府市職員の再任用制度の運用見直しに際し、条例の一部を改正する必要が生じたものでございます。

これまでの運用にあたっては規則を定めておりませんでしたので、今回規則への委任条項を新たに規定するものでございます。

よろしく、ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（門田直樹委員） 補足説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はございませんか。

神武委員。

○委員（神武 綾委員） 条文を一文加えるということなんですけれども、この規則自体の中身がわからないので、実際規則を見たかったですけれども内容について、少し補足をお願いします。

○委員長（門田直樹委員） 総務課長。

○総務課長（石田宏二） 規則の中身でございますけれども、1条には主旨規定でございまして、3条で勤務の形態、時間ですね、再任用の職員の勤務形態、フルタイム勤務職員は1週間あたり38時間45分、あと短時間勤務職員 というのもございまして、1週間辺り15時間30分から31時間までの範囲で当該職員ごとに任命権者が定めるというような、ここが一番のところございまして、あとは任期につきましては原則として4月1日から3月31日までの1年間ということで、前期の任期は更新することができるというようなものが主だったところでございます。あとは再任用の申し出の様式等を定めたものというところと退職については任期が満了した時は別に通知することなく退職となるというようなことが定めてあるということを定めております。

以上でございます。

○委員長（門田直樹委員） よろしいですか。ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） これで討論は終わります。

採決を行います。

議案第28号について、原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手願います。

(全員挙手)

○委員長（門田直樹委員） 全員挙手です。

従って、議案第28号については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

(可決 賛成 5 名 反対 0 名 午前10時42分)

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第 6 議案第29号「太宰府市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について」**

○委員長（門田直樹委員） 次に日程第 6、議案第29号「太宰府市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

執行部の補足説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（石田宏二） 議案第29号「太宰府市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について」ご説明いたします。

議案書は65ページから66ページ、条例改正新旧対照表では16ページとなります。

今回の改正につきましては、地方公務員法が改正されたことに伴いまして、根拠法の項ずれが生じたことにより、条例の一部を改正するものでございます。

以上でございます。

○委員長（門田直樹委員） 補足説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（門田直樹委員） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（門田直樹委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第29号について、原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手願います。

(全員挙手)

○委員長（門田直樹委員） 全員挙手です。

従って、議案第29号については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

(可決 賛成 5 名 反対 0 名 午前10時43分)

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第 7 議案第30号「太宰府市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について」

○委員長（門田直樹委員） 日程第7、議案第30号「太宰府市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

執行部の補足説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（石田宏二） 議案第30号「太宰府市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について」ご説明いたします。

議案書は67ページから72ページ、条例改正新旧対照表では17ページから20ページとなります。

今回の改正につきましては、被用者年金制度の一元化を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律に基づき、共済年金が厚生年金に一元化されたことに伴いまして、共済組合の組合員であった者に対して行う年金たる補償及び休業補償にかかる支給額の調整率等を定めるため、条例の一部を改正するものでございます。

以上でございます。

○委員長（門田直樹委員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） これで質疑を終わります。

次に討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第30号について、原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手願います。

（全員挙手）

○委員長（門田直樹委員） 全員挙手です。

よって、議案第30号については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

（可決 賛成5名 反対0名 午前10時45分）

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第8 議案第31号「太宰府市特別職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例について」

○委員長（門田直樹委員） 日程第8、議案第31号「太宰府市特別職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例について」を議題とします。

執行部の補足説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（石田宏二） 議案第31号「太宰府市特別職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例について」ご説明いたします。

議案書は73ページから80ページ、条例改正新旧対照表では21ページから26ページとなります。

今回の改正につきましては、昨年の人事院勧告に伴い、平成27年4月1日から特別職、市議会議員、特定任期付職員及び一般職の給与の改定が行われることとなっております。

主な内容といたしましては、特別職、市議会議員、特定任期付職員については、期末手当の0.05月分の引き上げ、また、職員については給与表の全体的に平均0.4%程度の引き上げ、（1級職員、最高で2,500円、部長職で1,100円、ただし現給補償の範囲内であるので実質的には上がらない）、勤勉手当0.1月分の引き上げとなっております。

本市におきましては、これまでも国家公務員の例に準じた内容で改正を行ってきておりますので、今回も勧告に従いまして、改正するものでございます。

よろしく、ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（門田直樹委員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はございませんか。

神武委員。

○委員（神武綾委員） この一部改正の条例なんですけれども職員給与に関する条例、それから任期付職員、市議会議員等を含めて改正が盛り込まれているんですけれどもこれは別々に提案することはできなかったんでしょうか、というのが1点。第3条の市職員の給与に関する条例の改正の中で附則の第8号の中に「指定管理職員にあつては」という文章があるんですけれども、これあとにも指定管理という言葉が出てくるんですけれども、指定管理の事業者の職に充てるのであれば事業者の中での職員給与になるので、逆に変わらないのかなと思うんですけれどもいかがでしょうか。

○委員長（門田直樹委員） 総務課長。

○総務課長（石田宏二） 1件目の別々に条例の改正ができなかったのかということでございますけれども、一つ大もとになるのがこの人事院勧告に基づいた一連のものということでございまして、今までも便宜上一つの中でそれぞれの分をうたいこんでいるようなスタイルでさせていただいております。それと第3条の指定管理職員、ここでいう指定管理職員というのは、指定管理者の指定管理ではございませんで、これは国家公務員の給与法に準じて条例も作成しているわけなんですけれども、ここでいう指定管理職員というのは管理職員の中でも特に指名したものということでございまして、現在太宰府市の場合該当者はおりませんけれども そういったものを指すものでございます。

以上でございます。

○委員長（門田直樹委員） よろしいですか。

神武委員。

○委員（神武綾委員） 指定管理職員って文言なんですけれども、この職員の給与に関する条例の中

では特定管理職員というふうになっているんですけども。太宰府市職員給与の条例の中の附則の8項のところが、特定管理職員というふうになっているんですけども、そういう呼び方でよろしかったでしょうか。

○委員長（門田直樹委員） 総務課長。

○総務課長（石田宏二） すみません、これは後ほど回答させていただいてよろしいでしょうか。ちょっと確認いたします。

○委員長（門田直樹委員） 後ほどよろしくお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） ちょっと1点。さっき説明で人事院勧告に伴い平成27年4月1日から云々ですけど、これ平成27年でいいんですかね。

○総務課長（石田宏二） 遡及適用。

○委員長（門田直樹委員） 遡及でやるっていうことでね。

○総務課長（石田宏二） 平成27年4月1日に遡及致します。

○委員長（門田直樹委員） 了解。

これで質疑を終わります。

次に討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） 討論を終わります。

採決を行います。

議案第31号について、原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手願います。

（全員挙手）

○委員長（門田直樹委員） 全員挙手です。

よって、議案第31号については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

（可決 賛成5名 反対0名 午前10時50分）

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第9 議案第32号「証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例について」

○委員長（門田直樹委員） 日程第9、議案第32号「証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

執行部の補足説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（石田宏二） 議案第32号「証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例について」ご説明いたします。

議案書は81ページから82ページ、条例改正新旧対照表では27ページとなります。

今回の改正につきましては、農業協同組合法等の一部を改正する等の法律第2条により、農業委員会等に関する法律が改正されたことに伴い、根拠となる条ずれを改正するものでござい

す。

説明は以上でございます。

○委員長（門田直樹委員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） これで質疑を終わります。

次に討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第32号について、原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手願います。

（全員挙手）

○委員長（門田直樹委員） 全員挙手です。

従って、議案第32号については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

（可決 賛成5名 反対0名 午前10時51分）

~~~~~ ○ ~~~~~

#### **日程第10 議案第33号「太宰府市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例について」**

○委員長（門田直樹委員） 日程第10、議案第33号「太宰府市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

執行部の補足説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（石田宏二） 「議案第33号太宰府市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例について」ご説明いたします。

議案書は83ページ、84ページ、条例改正新旧対照表では28ページとなります。

今回の改正につきましては、地方公務員法が改正されたことに伴い、根拠となる項ずれを改正するものでございます。

説明は以上でございます。

○委員長（門田直樹委員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はございませんか。

長谷川副委員長。

○副委員長（長谷川公正委員） 要望なんですけど、常任委員会等で、視察に行った場合にできたら職員さんも数名同行お願いしたいと思っています。ですから旅費の幅をもうちょっと増やすとかですね。これ、要望なんですけど。やっぱり実際私たちが行って勉強するのもあれなんですけれども職員さんもそれを現場に行ってみて、いいものは取り入れるということで、これ要望で答弁は求めないんですけども、もしよろしければそういったことも今後検討していただきたいと思

ます。

以上です。

○委員長（門田直樹委員） 随行が通常1名来ますけれどもそれ以外にということですかね。

○副委員長（長谷川公正委員） そうですね。

○委員長（門田直樹委員） 担当とかね。

答弁はいらんっていうことで。いいですか。

他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） 採決を行います。

議案第33号について、原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手願います。

（全員挙手）

○委員長（門田直樹委員） 全員挙手です。

よって、議案第33号については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

（可決 賛成5名 反対0名 午前10時53分）

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第11 議案第34号「太宰府市教育委員会の委員定数条例を廃止する条例について」

○委員長（門田直樹委員） 日程第11、議案第34号「太宰府市教育委員会委員定数条例を廃止する条例について」を議題とします。

執行部の補足説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（石田宏二） 議案第34号「太宰府市教育委員会委員定数条例を廃止する条例について」ご説明いたします。

議案書は85ページ、86ページとなります。

今回の案件につきましては、太宰府市教育委員会の委員の任期満了に伴い、教育委員会の委員の定数を5名から4名にするために、定数条例を廃止するものでございます。

上位法である地方教育行政の組織及び運営に関する法律第3条には、教育委員会の定数は教育長及び4人の委員であることとなっており、それ以上の人数で教育委員会を構成させる場合には、条例を制定することが求められますが、今回その必要性がなくなったため、廃止するものでございます。

よろしく、ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（門田直樹委員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はございませんか。

長谷川副委員長。

○副委員長（長谷川公正委員） 4名になるということで、本当にひとつの要望なんですけれども、前々から思ったんですが教育委員さんの姿がなかなか地域で見れないということで、たとえば4中学校あるので、その4中学校のなかから一人ずつ、できたら選任していただくと。

教育問題に関することであればそういった地元中学校の人に保護者がたとえば連絡して、関係を蜜にしていって。保護者としてこういった意見があがっているとかそういったのを教育委員会で議論していただけたらなという要望があります。

これはちょっと答弁していただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○委員長（門田直樹委員） 総務部長。

○総務部長（濱本泰裕） 現在の教育委員につきましては、市長が選出していただきまして議会の承認を得るといような形で進めて。これ地方自治法上もそのようになっておりますんですね。

これにつきまして、地区割りをするとかそういうことは非常にいまの法の下では難しいだろうというふうに思っております。教育委員としての適任者を選ぶのに地区割をしていくというのがどうなのかというのが大きな問題があるんじゃないかなというふうには考えておりますので。

ただ、現在の教育委員のあり方というんですか、学校訪問とかそういったものも通しながら実施をしております、教育施策要綱の中でも教育委員会の活性化というのは一つ課題として挙がっているところですからそういったところで、今、長谷川委員言われたような内容につきましても今後詰めていく部分ではないかなというふうには思っております。

○委員長（門田直樹委員） 要望ということで。要望というよりも考えということで、独立した行政委員会ですから、議会からどうこうということではありませんので。

ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） 討論を終わります。

採決を行います。

議案第34号について、原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手願います。

（全員挙手）

○委員長（門田直樹委員） 全員挙手です。

従って、議案第34号については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

（可決 賛成5名 反対0名 午前10時57分）

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第12 議案第35号「太宰府市職員の退職管理に関する条例の制定について」

○委員長（門田直樹委員） 日程第12、議案第35号「太宰府市職員の退職管理に関する条例の制定に

ついて」を議題とします。

執行部の補足説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（石田宏二） 議案第35号「太宰府市職員の退職管理に関する条例の制定について」 ご説明いたします。

議案書は87ページから89ページとなります。

今回の条例制定につきましては、地方公務員法が改正されたことに伴い、営利企業等に再就職した元職員による働きかけの禁止や再就職情報の届出など、職員の退職管理に関し、必要な事項を定めるものでございます。

第2条においては、再就職者による依頼等の規制、いわゆる働きかけの禁止を定めており、離職後2年間は離職前5年間の職務上の行為をするよう、又はしないように働きかけることを禁止する規定になります。

第3条においては、管理又は監督の地位にある職員の職として規則で定めるものに就いている職員であった者は、離職後2年間、再就職情報の届出を義務付ける規定となっております。

第4条においては、任命権者による報告及び公表を定めた規定となっております。

説明は以上でございます。

○委員長（門田直樹委員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） これで質疑を終わります。

次に討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） 討論を終わります。

採決を行います。

議案第35号について、原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手願います。

（全員挙手）

○委員長（門田直樹委員） 全員挙手です。

従って、議案第35号については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

（可決 賛成5名 反対0名 午前10時59分）

○委員長（門田直樹委員） ここで11時15分まで休憩します。

休憩 午前10時59分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午前11時15分

○委員長（門田直樹委員） それでは再開します。

総務課長。

○総務課長（石田宏二） 先ほどの宿題部分でございます。

太宰府市特別職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の部分の第3条と第4条の中で文言が違うというようなご指摘でございました。確認をいたしましたところ、指定管理職員ではなく、すべて特定管理職員でございました。

訂正してお詫びを申し上げます。

誠に申し訳ございませんでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第13 議案第43号「平成27年度太宰府市一般会計補正予算（第5号）について」**

○委員長（門田直樹委員） 日程第13、議案第43号「平成27年度太宰府市一般会計補正予算（第5号）について」の当委員会所管分を議題とします。

お諮りします。

審査の都合上、歳出から審査を行いたいと思います。

また、補正の補足説明において、関連する項目として同時に説明したほうがわかりやすい別の補正項目については、あわせて説明をお願いしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり決定しました。

執行部におかれましては、関連のある補正についてはあわせて説明をお願いいたします。

それでは、歳出の審査に入ります。

補正予算書16、17ページをお開きください。

1款1項1目議会費001職員給与費について説明をお願いします。

総務課長。

○総務課長（石田宏二） それでは、001細目の職員給与費の補正予算についてご説明いたします。

職員給与費の補正につきましては、2款総務費以降にも出てまいりますけれども、先ほどの条例改正でご説明申し上げましたように、人事院勧告に伴う補正でございます。

説明は、以上でございます。

○委員長（門田直樹委員） これについて質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） 次に進みます。

2款2項1目320 ICT推進費及び関連する補正項目について、併せて説明をお願いします。

文書情報課長。

○文書情報課長（百田繁俊） 細目320 ICT推進費の13節委託料の補正額2,130万円についてご説明申し上げます。

今回の補正は、国の補助事業である「地方公共団体情報セキュリティ強化対策」として実施するもので、本市におきましても、マイナンバー関連システムについてインターネット接続から

分離し、個人番号利用事務関連データに対する不正を防止するなどのセキュリティ対策を行う予定でございます。

関連がございますので、併せまして、歳入予算についてご説明申し上げます。

先ず、国庫補助金についてでございます。

補正予算書の10ページ及び11ページをご覧ください。

14款2項1目1節の地方公共団体情報セキュリティ強化対策費補助金1,065万円についてご説明いたします。

今回の情報セキュリティ強化対策に関しまして、事業費の2分の1の額について補助金が交付されますので、先ほど歳出でご説明した2,130万円の2分の1の額を計上いたしております。

次きまして、市債についてでございます。

補正予算書の14ページ及び15ページをご覧ください。

21款1項7目1節の情報セキュリティ強化対策事業1,060万円についてご説明いたします。

情報セキュリティ強化対策事業費2,130万円の2分の1から10万円未満を切り捨てた額を計上いたしております。

説明は以上でございます。

○委員長（門田直樹委員） これについて質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） 次に進みます。

2款2項1目990総合企画推進費及び関連する補正項目について、併せて説明をお願いします。

経営企画課長。

○経営企画課長（山浦剛志） 細目99025節積立金1,917万円についてご説明いたします。

内訳といたしましてはまほろばの里づくり事業基金積立金を17万円、歴史と文化の環境整備基金積立金を900万円、それぞれ増額補正するものでございます。

関連する予算でございますけど、まず補正予算書10ページ、11ページをお開きください。

歴史と文化の環境税1節現年課税分でございます。今回歴史と文化の環境税が8,100万円ほど見込まれますことから1,900万円の増額補正を行い、同額を先ほど申し上げました歴史と文化の環境税整備事業基金に積み立てるものでございます。

次の補正予算書12ページ13ページ、17款1項寄付金をご覧ください。

本年度まちづくり支援指定寄付が5万5,000円、ふるさと太宰府応援寄付が11万5,000円それぞれ増が見込まれますことからこれらの合計額17万円をまほろばの里づくり事業基金に積立てるものでございます。

以上で説明は終わります。

○委員長（門田直樹委員） 説明は終わりました。

これについて質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） 次に進みます。

補正予算書26、27ページをお開きください。

9款1項1目、常備消防費、及び9款1項3目、消防施設等整備費について、併せて説明をお願いします。

防災安全課長。

○防災安全課長（齋藤実貴男） 細目070常備消防費の消防組合負担金92万7,000円の補正増についてご説明します。

主な増額理由につきましては、筑紫野太宰府消防組合の平成27年人事院勧告を反映した給与改定に伴う人件費増額に伴う負担金の増額です。

引き続き細目070消防施設等整備費の消火栓維持管理負担金56万7,000円の補正増についてご説明します。

この消火栓維持管理負担金は、既存の消火栓に対して市道の舗装のやり替え工事に伴う消火栓の取り換えや消火栓の緊急な補修工事について、工事費を負担しております。今回、向佐野二丁目の道路上にある消火栓が自動車の通行に伴い沈み、通行に支障が生じかねませんでしたので、緊急工事を実施しました。それに伴いまして増額補正をお願いするものです。

以上、説明を終わります。

○委員長（門田直樹委員） これについて質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） 次に進みます。

同ページ、10款3項1目151中学校施設整備費及び関連する補正項目について、併せて説明をお願いします。

社会教育課長。

○社会教育課長（中山和彦） 細目151中学校施設整備費、13節委託料390万円についてご説明申し上げます。

15節工事請負費1億2,500万円につきましても、関連がございますのであわせてご説明申し上げます。

これは、太宰府中学校大規模改造工事で、管理棟の2階、3階の内部改修を行うものですが、国の平成27年度補正予算の対象事業に該当するため前倒しして事業を実施するものです。

関連がございますので歳入につきましてもあわせてご説明させていただきます。

10ページ、11ページをお開きください。14款2項5目教育費国庫補助金、2節の中学校費補助金でございます。これにつきましては、太宰府中学校大規模改造工事の財源といたしまして、学校施設環境改善交付金2,263万5,000円を充当いたしております。

あわせまして14ページ、15ページをお開きください。

21款1項市債5目1節中学校債でございます。これにつきましても、太宰府中学校大規模改

造工事の財源といたしまして中学校施設事業債4,520万円を充当いたしております。

説明は以上でございます。

○委員長（門田直樹委員） これについて質疑はありませんか。

長谷川副委員長。

○副委員長（長谷川公正委員） 工事期間を教えてください。

○委員長（門田直樹委員） 社会教育課長。

○社会教育課長（中山和彦） 本年度は補助金の申請のための予算立てということになりまして、新年度に入りまして工事をいたします。来年度いっぱいかかるかと思います。

以上です。

○委員長（門田直樹委員） 着工竣工っていうことを聞いているんですよ。

わかる範囲で。

総務部理事兼公共整備担当課長。

○総務部理事兼公共施設整備課長（原口信行） この補正というのはどちらかというと有利な起債を充当できるということで補正で対応させていただいているんですけども、基本的には夏休み期間中を重点的に工事しますんで、通常とあまり変わらない時期、おそらく10月ぐらい、これまだ予定きっちり立っていませんけれども、それぐらいに完了といろいろな竣工処理とかですね、そういうふうな状況になると思います。

以上でございます。

○委員長（門田直樹委員） 長谷川副委員長。

○副委員長（長谷川公正委員） また工事期間等詳細わかったらご報告ください。

よろしくお願いします。

○委員長（門田直樹委員） 他にございませんか。

神武委員。

○委員（神武綾委員） 今の補修工事が1億2,500万円の予算が組まれたと思うんですけども、これに対しての国庫補助金が3分の1で2,200万円なんですけれども、1億2,500万円に対しての3分の1という計算になるんでしょうか。対象があるんでしょうか。

○委員長（門田直樹委員） 総務部理事兼公共整備整備課長。

○総務部理事兼公共施設整備課長（原口信行） 国の補助金は補助枠というのがございまして全ての改良について補助対象事業になるっていうわけではございませんので、補助対象事業に対しての3分の1という形で補助金を計上しているというようなことでございます。

以上でございます。

○委員長（門田直樹委員） よろしいですか。ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） それでは、次に歳入の審査に入ります。

補正予算書12、13ページをお開きください。

18款1項1目、基金繰入金について、説明をお願いします。

経営企画課長。

○経営企画課長（山浦剛志） 財政調整基金繰入金1億5,802万3,000円についてご説明申し上げます。こちらにつきましては本補正の調整財源といたしまして繰り入れるものでございます。これによりまして今回の補正後の財政調整資金の残高は予算ベースで26億6,919万6,303円となります。

説明は以上でございます。

○委員長（門田直樹委員） 説明は終わりました。

これについて質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） 次に5ページの第2表繰越明許費補正の審査に移ります。

補正予算書5ページをお開きください。

第2表、繰越明許費補正について、上段から順次所管課ごとに説明をお願いします。

表の1番上2款1項総務管理費公有財産台帳整備事業について説明をお願いします。

管財課長。

○管財課長（寺崎嘉典） それでは、公有財産台帳整備事業の繰越明許費補正金額550万8,000円について、ご説明申し上げます。

これは公有財産管理システム保守委託料の平成27年度予算を繰越しさせていただくものです。

平成27年1月23日付総務大臣通知により、財務書類の公表を前提とした、地方公会計制度の整備と、公共施設等総合管理計画策定の整備が求められておりますけれども、現在その基本となる固定資産台帳整備を進めているところであります。

繰り越しの理由といたしましては、土地、建物、工作物、物品、無形固定資産等、各資産を今調査・集計しているところですが、調査数量が膨大であり、予想以上に時間を要しているため、本件繰越明許費補正をお願いするものでございます。

説明は以上です。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（門田直樹委員） これについて質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） 次に進みます。

次に、2行目2款2項、企画費、情報セキュリティ強化対策事業から4行目地域イントラネット整備事業まであわせて、説明をお願いします。

文書情報課長。

○文書情報課長（百田繁俊） それでは、繰越明許費補正のうち、文書情報課所管部分3件につきましてご説明申し上げます。

先ず、情報セキュリティ強化対策事業2,977万9,000円についてございます。

番号法施行に伴うセキュリティ対策につきましては、昨年の9月定例会で補正予算の議決をいただき、予算計上しておりましたが、さらに厳格な対策が国庫補助事業としてなされることとなったため、9月補正予算額のうちの未執行部分及び先ほどご説明した補正予算額2,130万円を併せた金額を平成28年度に執行することとなったため、本件繰越明許費補正をお願いするものでございます。

次に、社会保障・税番号制度システム整備事業3,850万2,000円についてです。

現在、番号法に基づく「社会保障・税番号制度」導入に対応するためのシステム整備を行っているところでございます。

番号制度システム整備につきまして、関係する複数のシステム連携を進めていくうえで、関係事業者の人員不足及び工程に係る日数不足等が発生しており、年度内完了が困難となりましたため、本件繰越明許費補正をお願いするものでございます。

次に、地域イントラネット整備事業200万円についてでございます。

この件は、市役所をはじめとする市内の公共施設を結んでおりますネットワークに、総合体育館を組み入れる工事を行う予定でございましたが、施設の完成時期が平成28年度に延びたため、本件繰越明許費補正をお願いするものでございます。

説明は以上です。

○委員長（門田直樹委員） これらについて質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） 6行目、2款3項、徴税費、不動産公売事業について、説明をお願いします。

納税課長。

○納税課長（伊藤 剛） 納税課所管の不動産公売事業について御説明申し上げます。

平成26年11月20日に差し押さえ処分した不動産を本年1月7日からのインターネット公売で入札による公売を実施しましたが、入札参加者がありませんでしたので公売が不調となりました。平成28年度においても当該不動産の公売を引き続き実施し一刻も早く滞納税に充当したいと考えていますのでインターネット公売により売却が決定した際に要する手数料50万円について繰越明許費補正をお願いするものでございます。

なお、2月16日からの実施中のインターネット公売に再度出品しておりまして2月26日の参加申し込み締め切り日までに複数の入札参加申込者がありましたので平成27年度中に売却できる可能性が高くなっています。今回の公売で売却できれば繰越せずに平成27年度中の支出となることを申し添えておきます。

説明は以上です。

○委員長（門田直樹委員） これについて質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） それでは、下から9行目、8款5項、住宅費市営住宅改修事業について、説明をお願いします。

管財課長。

○管財課長課長（寺崎嘉則） それでは、市営住宅改修事業の繰越明許費補正金額2,674万1,000円について、ご説明申し上げます。

これは築年数33年を経過した、般若寺市営住宅の外壁改修工事及び設計監理委託料の平成27年度予算を繰越しさせていただくものです。

理由といたしましては、改修工事の実施計画にあたり、工法及び単価の決定に不測の日数を要し、この設計に要した期間に伴い工事発注が遅延し、工事完了が平成28年6月頃の見込みとなったため、本件繰越明許費補正をお願いするものでございます。

説明は以上です。

○委員長（門田直樹委員） 説明は終わりました。

これについて質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） 次の行9款1項、消防費、コミュニティ無線子局設置事業について、説明をお願いします。

○防災安全課長（齋藤実貴男） コミュニティ無線子局設置事業167万7,000円の繰越明許費につきまして説明します。

コミュニティ無線の整備につきましては、今年度、一定の整備を終了します。今回、繰越明許費は、建設中の総合体育館の横にあります、以前包括支援センターがあった建物の屋上のスピーカーの移設と建物内にある無線の発信受信機を総合体育館へ移設するための予算です。総合体育館が南側の方向の放送の支障になりますので、4月以降の体育館建設の進捗に合せてスピーカーは体育館敷地の南西方向へ移設設置、無線の発信受信機は総合体育館の事務室へ移設しますので、繰越明許費を計上しております。

以上、説明を終わります。

○委員長（門田直樹委員） これについて質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） 次に進みます。

次の行10款1項教育総務費、中学校給食意識調査事業について、説明をお願いします。

学校教育課長。。

○学校教育課長（森木清二） 中学校給食意識調査事業の繰越明許補正金額231万2,000円についてご説明申し上げます。

太宰府市中学校給食に関する意識調査につきましては当初小学校5、6年生児童及びその保護者、中学校1、2年生生徒と及びその保護者、中学校教職員へのアンケート調査を予定していました。太宰府市立学校給食改善研究委員会や議会の中学校給食調査研究特別委員会から一般市

民へのアンケートも実施すべきではという意見が出ております。そのため一般市民向けのアンケートを実施することになりまして繰り越し明許補正をさせていただくことになりました。なお、一般市民向けのアンケート調査結果につきましては本年4月末に完成予定ですが、児童生徒保護者等の調査結果につきましては3月末までに完了予定でございます。

説明は以上です。

○委員長（門田直樹委員） これについて質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） 次の行10款2項、小学校費 国分小学校体育館改修事業についてから、太宰府中学校大規模改修事業までについて、あわせて説明をお願いします。

社会教育課長。

○社会教育課長（中山和彦） 10款2項の小学校費、国分小学校体育館改修事業の繰越明許補正金額1,400万円についてご説明申し上げます。この改修は、平成30年度に大規模改造工事で予定しておりましたが、屋根防水の老朽化が進んでいる状況がありますことから、予定を早めまして、既設予算を活用させていただき、繰越しをして、至急屋根の防水工事を行うものです。

続きまして、10款3項の中学校費、太宰府中学校エレベーター設置事業の繰越明許補正金額4,545万5,000円についてご説明申し上げます。

これは、平成27年9月補正において議決いただき進めているところですが、当初エレベーターの設置を予定していた箇所が構造的に設置不可能であったこと、また現在設置予定箇所においても、想定外の要因が発生したことから、設計に相当の時間を要し、年度内の工事の完成が厳しくなったため繰越を行うものでございます。

続きまして、10款3項の中学校費、太宰府中学校大規模改造事業の繰越明許補正金額1億2,890万円についてご説明申し上げます。これは、さきほど説明させていただきました太宰府中学校大規模改造工事で、国の平成27年度補正予算の対象事業に該当するため前倒しし、繰越を行うものです。説明は以上でございます。

○委員長（門田直樹委員） これについて質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） 下から2行目10款4項、社会教育費 水城跡整備事業について、及び大宰府展示館改修事業について、併せて説明をお願いします。

文化財課長。

○文化財課長（菊武良一） 続きまして水城跡整備事業1億954万2,000円につきましてご説明申し上げます。今回水城跡の工事に先立ちまして東門周辺の発掘調査を実施させていただきました。思いのほか調査等で日時を要したため工事着工が遅れましたので13節工事設計監理委託料といたしまして1,471万8,000円、15節水城跡保存修理工事費といたしまして9,482万4,000円の合計1億954万2,000円の繰り越しをお願いするものでございます。

続きまして同じく4項大宰府展示館改修事業1,277万3,000円につきましてご説明申し上げます。

す。今回展示館の改修工事を予定させていただいておりましたが展示館での展示期間との調整の関係で事業着手が遅れましたので申し訳ありませんが13節の工事設計監理委託料といたしまして69万2,000円、及び15節の展示館改修工事費といたしまして1,208万1,000円の合計1,277万3,000円の繰り越しをお願いするものでございます。

説明は以上でございます。

○委員長（門田直樹委員） これについて質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） 次に6ページの第3表債務負担行為補正の審査に移ります。

補正予算書6ページをお開きください。

第3表、債務負担行為補正について、2行目、国分小学校仮設校舎賃借料について、説明をお願いします。

社会教育課長。

○社会教育課長（中山和彦） 国分小学校仮設校舎賃借料についてご説明申し上げます。

平成28年度に実施予定の国分小学校の増築工事に伴い、平成27年度までの契約となっていた仮設校舎賃借料について限度額を599万1,000円追加し、1年契約延長するものです。

説明は以上でございます。

○委員長（門田直樹委員） これについて質疑はありませんか。

神武委員。

○委員（神武綾委員） 今国分小学校増築するっていうお話されましたか。

○委員長（門田直樹委員） 社会教育課長。

○社会教育課長（中山和彦） 国分小学校ですけど昨年6月補正の中で国分小学校の増築に伴う設計をあげさせてもらって議決させていただいております。工事につきましては平成28年度の予算に計上させていただいております。その流れで今進んでいるところであります。

以上です。

○委員長（門田直樹委員） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） 次に同ページ第4表地方債補正の審査に移ります。

追加、情報セキュリティ強化対策事業債について、説明をお願いします。

文書情報課長。

○文書情報課長（百田繁俊） 第4表地方債補正についてご説明申し上げます。

情報セキュリティ強化対策事業債として、先ほど歳入予算の市債の項目でご説明しました1,060万円を計上いたしております。

説明は以上です。

○委員長（門田直樹委員） これについて質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） 変更 中学校施設整備事業債について、説明をお願いします。

社会教育課長。

○社会教育課長（中山和彦） さきほど説明しました太宰府中学校大規模改造工事の財源といたしま  
す中学校施設事業債4,520万円を加えた、限度額1億7,810万円ということでございます。

説明は以上でございます。

○委員長（門田直樹委員） これについて質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） よろしいですか。

それでは、当委員会所管分の補正全般について、質疑はありませんか。

税務課長。

○税務課長（吉開恭一） 歳入の部分で補足して説明をさせていただきたいと思います。

10ページと11ページの部分でございますけれども、1款7項1目1節の歴史と文化の環境税の  
現年課税分でございます。先ほど経営企画課長からも説明致したとおりでございますけれども、  
本年度の税収額が当初予算の見込額よりも1,900万円程度上回る見込みでございますので増額補  
正するものでございますが、税収が増加しています主な要因は博多港に寄港するクルーズ船の増  
加によりまして中国、それから台湾から来福された観光客が大型バスで本市にお見えになられる  
ことが主たる原因でございます。

クルーズ船の寄港数と大型バスの推移でございますけれども、平成27年分ですが寄港数が  
259隻ということで前年比で125%の増です。それから大型バスにつきましては、申告台数が4万  
1423台ということで、前年比で48.2%の増になっているところでございます。

こういったところが税収増のおもな要因になっております。

説明は以上でございます。

○委員長（門田直樹委員） 委員からよろしいですね。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） 以上で本案に対する説明、質疑は終わりました。

つぎに討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） これで、討論を終わります。

採決を行います。

議案第43号の当委員会所管分について、原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手願いま  
す。

（全員挙手）

○委員長（門田直樹委員） 全員挙手です。

したがって、議案第43号の当委員会所管分については、原案のとおり可決すべきものと決定  
しました。

〈原案可決 賛成 5 名 反対 0 名 午前11時44分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長（門田直樹委員） 以上で、当委員会に審査付託されました案件の審査は、すべて終了いたしました。

ここでお諮りします。

本会議における委員会の審査内容と結果の報告、及び閉会中の委員派遣承認要求書の提出につきましては、委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） 異議なしと認め、委員会の審査内容と結果の報告、委員派遣承認要求書の提出につきましては、委員長に一任することに決定しました。

これをもちまして、総務文教常任委員会を閉会いたします。

閉 会 午前11時44分

~~~~~ ○ ~~~~~

太宰府市議会委員会条例第27条により、上記のとおり総務文教常任委員会の会議次第を書記に記録させ、その内容が正確であることを証するためここに署名する。

平成 28 年 5 月 20 日

総務文教常任委員会 委員長 門 田 直 樹